

2023年1月18日（水）

**「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（公開草案）」についての  
照会**

公益社団法人日本監査役協会

2022年12月15日付けで貴庁から公表された標記公開草案の内容につき、照会をさせていただきますたく下記のとおり申し述べます。御確認くださいませようお願い申し上げます。

**○内部統制の評価及び監査に関する実施基準 I 内部統制の基本的枠組み 4. 内部統制に関係を有する者の役割と責任 (3) 監査役等**

公開草案の当該項目においては、監査役等の役割として、「内部統制の整備運用に関して、経営者が不当な目的のために内部統制を無視ないし無効ならしめることに留意することが重要である。監査役等は、その役割・責務を実効的に果たすために、内部監査人や監査人等と連携し、能動的に情報を入手することが重要である」との記載が加えられているが、この趣旨について照会したい。

監査役等は、会社法上、取締役等の職務の執行を監査することをその職責としており、経営者による内部統制の無視ないし無効化の可能性に対しても留意すべきことは自明である。また、その役割・責務を果たすための内部監査人や監査人等との連携、能動的な情報の入手についても、法令やコーポレートガバナンス・コード（原則4-13、補充原則4-13③）等において従前から明記されてきた事項である。

本改正は、監査役等の職責について新たな事項を追加するものではなく、従来示されてきた監査役等の職責について改めて明確にすることを意図していると理解してよいか、確認させていただきたい。

**○内部統制の評価及び監査に関する実施基準 I 内部統制の基本的枠組み 5. 内部統制とガバナンス及び全組織的なリスク管理**

公開草案の当該項目においては、内部統制とガバナンス及び全組織的なリスク管理に係る体制整備の例示として、3線モデル等が例示されているが、その趣旨を含め、本基準の基本的な考え方を確認したい。

内部統制に係る取組みに当たっては、各会社がそれぞれの状況に応じた対応を採ることが求められており、言及されている例示に限定されることなく、適切な体制の整備及び運用を行うべき旨を意図していると理解してよいか、確認させていただきたい。

以上